

## 業務委託約款

### 第1条 (目的)

この業務委託約款（以下、「本約款」という。）は、お客様が株式会社ハウス食品分析テクノサービス（以下、「分析テクノサービス」という。）に委託する検査・試験・分析（以下、「本業務」という。）を円滑に実施するために必要な共通の基本事項を定めることを目的とします。

### 第2条 (履行と優先関係等)

お客様および分析テクノサービスは、第3条に定める個別契約および本約款に従い、契約を履行します。

2. 個別契約の定めが本約款の定めと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先して適用されます。
3. 分析テクノサービスは、本約款をいつでも改定することができます。

### 第3条 (個別契約の成立)

本業務の個別の委託契約（以下、「個別契約」という。）は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立します。

- (1) お客様の問合せに基づき、分析テクノサービスが見積書を作成し、お客様が当該見積書を承諾したとき。
- (2) 分析テクノサービス所定の試験分析依頼書をお客様が分析テクノサービスに提出し、分析テクノサービスが当該依頼を承諾したとき。
- (3) お客様と分析テクノサービスが契約書を締結したとき。

### 第4条 (委託料金の支払い)

お客様は、個別契約で定めた委託料を、本業務の結果を報告した月の翌月末日までに、分析テクノサービスが発行する支払請求書に従い、分析テクノサービスが指定する銀行口座に振り込む方法により支払います。振込手数料は、お客様の負担とします。

### 第5条 (再委託)

分析テクノサービスは、お客様の事前の承諾を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができます。

### 第6条 (秘密保持)

分析テクノサービスは、第8条に定める試料等およびお客様から開示・提供された営業上、技術上の情報のうち、秘密である旨を特定されたもの（以下、併せて「秘密情報」という。）に関して、お客様の書面による事前の承諾なしに、これらを第三者に開示または漏洩しないとともに、本業務以外の目的には使用しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではありません。

- (1) お客様から開示を受けた際、既に公知または公用となった情報。
  - (2) お客様から開示を受けた際、既に分析テクノサービスが保有していた情報。
  - (3) お客様から開示を受けた後に、分析テクノサービスの責によらないで公知または公用となった情報。
  - (4) 分析テクノサービスが正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
  - (5) 分析テクノサービスが独自に開発したことを立証できる情報。
2. 第1項の定めにかかわらず、分析テクノサービスは、第5条に基づき本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、分析テクノサービスは秘密情報を再委託先に開示できます。ただし、分析テクノサービスは、当該再委託先に対して、分析テクノサービスが負うべき義務と同様の義務を負わせず。
  3. 本条の義務は、個別契約終了後3年間存続します。

### 第7条 (分析の着手と結果報告)

分析テクノサービスは、原則としてお客様と協議して定めた期限までに、本業務の結果を報告書として作成し、お客様に報告します。

2. 本業務の着手は、第8条に定める試料が分析テクノサービスに提供され到着した時点とします。
3. お客様は、試料等の提供が予定日より遅れる場合、速やかにその旨を分析テクノサービスに連絡し、両者協議のうえ、第1項の報告書提出期限を再設定します。
4. 分析テクノサービスは、第1項に定める報告書の写しを控えとして作成し、報告書作成日から3年間保管します。
5. お客様は、分析テクノサービスの書面による事前の承諾なしに、報告書の全部または一部をカタログ等に転載することはできません。

### 第8条 (試料等の提供、返却)

お客様は、個別契約で定められた本業務実施に必要な試料および情報等（以下、「試料等」という。）を分析テクノサービスに無償で提供します。ただし、分析テクノサービスは、分析テクノサービス所定の受け入れ基準を満たさないと判断した試料等について、その受領を拒否することができます。

2. 分析テクノサービスは、試料等を善良なる管理者の注意義務をもって使用または保管します。
3. 分析テクノサービスは、別段の返却の定めのない場合、試料等を本業務終了後に責任をもって廃棄するものとし、試料等の返却の定めのある場合、本業務終了後速やかにお客様に返却します。なお、試料等の返却に要する費用は、別段の定めがない場合、お客様の負担とします。

### 第9条 (業務の実施責任、免責)

分析テクノサービスは、善良なる管理責任者の注意義務をもって本業務を実施します。

2. 分析テクノサービスは、天災地変その他分析テクノサービスの責めに帰することのできない事由により、個別契約の履行が困難になったときは、本業務を終了させることができるものとし、これにより生じたお客様の損害を賠償する義務を免れます。
3. 分析テクノサービスは、お客様が本業務の結果を利用することにより、お客様または第三者に生じた損害について、理由の如何を問わず、一切の責を負いません。
4. 分析テクノサービスは、分析テクノサービスの責に帰すべき事由により、本業務に手落ちおよび間違いがあったと認められる場合、お客様と協議のうえ、以下のいずれかの措置を行います。
  - (1) 分析テクノサービスの費用負担により、本業務を再実施する。
  - (2) お客様から既に支払われた委託料の範囲内でお客様が被った損害を補償し、未払いの委託料があれば、お客様に請求しない。
5. 前項の措置についてのお客様の請求権の行使期限は、個別契約終了後1年までとします。
6. 分析テクノサービスは、本業務の結果について、第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

### 第10条 (協議事項)

本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が生じたときは、両者誠意をもって協議のうえ、これを解決します。